

- ★左上に「⑥給与支払報告書(個人別明細書)」と記載された様式をご利用ください。
- ★記入にかかる詳細については、国税庁発行の「令和5年分給与と所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」等でご確認ください。
- ★本紙に記載されたア～カについては、同封のA3版チラシP.4「提出前チェック項目」と結びついています。(裏面「確認書類貼付台紙」として切り取りする前にご確認ください。)

<記入例>

※現物はA5サイズ

見本

6	※	※種別	※整理番号	※	
給与を支払報告書(個人別明細書)	※区分	前橋市本町〇-〇-〇			(受給者番号) 00000123-123
	住所又は居所	前橋市本町〇-〇-〇			(個人番号) 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8
	支払を受ける者	前橋 一男			(役職名)
		マエバシ カズオ			(フリガナ)
	種別	支払金額	給与所得控除後の金額(調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
	給与	9 000 000	7 000 000	4 886 000	0
	(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)		16歳未満扶養親族の数
	有 従有	260 000	特定 1 人 従人 1 人 内 老人 1 人 従人 1 人 其他 1 人 従人 1 人	2	障害者の数(本人を除く。)
					特別 1 人 其他 1 人
	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額	
	1,276 000	120 000	10 000	113 900	
	(摘要)	ウ 普D イ 住民登録地:高崎市〇〇町〇丁目〇番〇号			
	エ	前職 前橋市本町〇-〇-〇 榊群馬 R5.3.31退職 支払金額 1,500,000円 社会保険料120,000円 源泉税額50,000円			
	オ	住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除可能額	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	
		1	250,000	住	
	カ	配偶者の氏名	前橋 花子	配偶者の合計所得	1,100,000
		配偶者の個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	国民年金保険料等の金額	
		基礎控除の額		所得金額調整控除額	50,000
		16歳未満の扶養親族	1 6歳未満の扶養親族	5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号	
		1	前橋 一郎	7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8	
		2	前橋 二郎	8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9	
		3	前橋 三郎		
		4			
		未 成年者	外国人	死亡退職	災害者
		本人が障害者	乙欄	特別	その他
		ひとり親	勤労学生	中途就・退職	
		就職	退職	年	月
		○	5	4	1
		受給者生年月日	元	号	年
			昭	和	50
		個人番号又は法人番号	5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6	(右詰で記載してください。)	
		住所(居所)又は所在地	前橋市大手町〇-〇-〇		
		氏名又は名称	前橋 太郎		
			(電話) 027-000-0000		

所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を記入してください。また、該当する要件に応じて、摘要欄に氏名等を記入してください。(「控除対象配偶者」「扶養親族」欄に記入されている場合は摘要欄への記入を省略できます。)

基礎控除の額が48万円以外の場合に記入します。個人の合計所得金額2,400万円以下の場合、基礎控除の額が48万円となりますので記入不要です。

(市区町村提出用)

- ア 給与の支払を受ける方(従業員)の氏名・フリガナ・生年月日・個人番号を記入してください。
- イ 令和6年1月1日現在の住所(住民登録地)を記入してください。前橋市に住民登録はないが前橋市に居住していて、前橋市での課税を希望する場合は、前橋市の居所を記載し、摘要欄に住民登録上の住所を記載してください。
- ウ 普通徴収に該当する場合は、該当する符号を必ず記入してください。符号が無い場合、特別徴収と判断することがあります。
- エ 前職分の給与を含む場合は、摘要欄に前職分の給与支払者名・支払金額・社会保険料額・源泉徴収税額を必ず記入してください。※記入漏れがあると給与の二重計上など重複課税となります。記入忘れのないようご注意ください
- オ 住宅ローンの控除適用判定に使用します。該当する場合は必ず記入し、特別控除区分を間違えずに記入してください。※記入の無い場合や特別控除区分が「(増)」の場合は住民税に適用できません
- カ 扶養親族の氏名・フリガナ・個人番号を(16歳未満の扶養親族についても個人番号を)記入してください。